山口県青少年健全育成条例施行規則(昭和33年1月7日規則第1号)

山口県青少年保護育成条例施行規則をここに公布する。 山口県青少年健全育成条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、山口県青少年健全育成条例(昭和32年山口県条例第37号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(興行者のすべき掲示)

第2条 条例第5条第4項に規定する掲示は、別記第1号様式によらなければならない。

(卑わいな姿態等)

- 第3条 条例第6条第4項第1号及び第2号の規則で定める卑わいな姿態等は、次に掲げる卑わいな姿態等とする。
 - (1) 衣服を脱いだ人の次に掲げる卑わいな姿態
 - イ 陰部又は臀でん部を強調している姿態
 - ロ 排せつしている姿態
 - ハ 緊縛されている姿態
 - (2) 次に掲げる性行為
 - イ性交
 - ロ 陰部、臀でん部又は胸部を愛撫ぶし、又はもてあそぶ行為
 - ハ 強姦かんその他の凌りよう辱行為
 - ニ 獣姦かん

(有害図書類の陳列方法)

- 第3条の2 図書類の販売又は貸付けを業とする者は、条例第6条の2第1項の規定により有害図書類を置くときは、次のいずれかの方法によらなければならない。
 - (1)図書類を置く場所を壁、仕切り、ついたてその他これらに類するもので2以上の部分に仕切り、そのうちの1の部分で次に掲げる要件を備えているものに置くこと。
 - イ 客が当該部分の外からその内部を容易に見通すことができないこと。
 - ロ 図書類の販売又は貸付けに従事する者が当該部分に立ち入った者の人相、体格、 服装その他の状況を目視により、又は映像機器、鏡その他の装置を用いて監視する ことができること。
 - ハ 当該部分の入口に青少年の立入りを禁止する旨及び当該部分の内部を監視している旨の掲示をしていること。
 - (2)包装等(図書(雑誌その他の刊行物を含む。)を包装し、又はこれに封を施して、その包装を破棄し、又は封を開かなければ当該図書の内容を見ることができないようにすることをいう。以下この条において同じ。)をし、有害図書類以外の図書類を置く棚から60センチメートル以上離して設けた棚に置くこと。ただし、図書類を置くことができる面の数が一である棚に図書類を置く場合で、有害図書類を置く棚をその後面が有害図書類以外の図書類を置く棚の後面に向くように設けるときは、これらの棚の

間の距離は、60センチメートル以上であることを要しない。

- (3) 包装等をして棚に置き、有害図書類と有害図書類以外の図書類との間に図書類の手前に10センチメートル以上張り出すように仕切りの板(透明又は半透明のものを除く。)を設けること。
- (4) 包装等をし、床面からの高さが150センチメートル以上の位置に背表紙のみが見えるようにして置くこと。
- (5) 包装等をし、図書類の販売又は貸付けに従事する者が常に配置されている場所から の距離が5メートル以内であり、かつ、当該者が目視により監視することができる場 所に置くこと。
- (6) 図書類の販売又は貸付けに従事する者が常に配置され、かつ、壁、棚、台等で囲まれた場所の上方又は内部に、客が直接触れることができない状態にして置くこと。

(有害がん具類等の形状等)

- 第4条 条例第6条の3第5項第1号の規則で定める形状、構造又は機能を有する性具は、 次に掲げる性具とする。
 - (1) 性器を模した性具
 - (2) 性器を包み込み、又はこれに挿入することができる性具で、電動式の振動機を内蔵し、又は装着することができるもの
- 2 条例第6条の3第5項第2号の規定による刃体の長さの測定は、刃物の切先と柄部に おける切先に最も近い点とを結ぶ直線の長さを計ることにより行うものとする。
- 3 条例第6条の3第5項第2号の規則で定める形状、構造又は機能を有する刃物は、次に掲げる刃物とする。
- (1) 刃体と柄との結合部の軸を中心として2つの柄を回すことにより刃体が現れ、その 刃体を柄に固定させる装置を有するナイフで、刃体の先端部が著しく鋭いもの
- (2) 鎬しのぎを中心として左右が対称な両刃の刃体を有するナイフで、刃体の先端部が著しく鋭いもの

(自動販売機等による図書類又はがん具類等の販売等の届出)

- 第5条 条例第6条の4第1項の規則で定める図書類は、ビデオディスク、シー・ディー・ロムその他電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつては認識することができない方法をいう。)による記録に係る記録媒体とする。
- 2 条例第6条の4第1項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- (1) 自動販売機等により図書類又はがん具類等を販売し又は貸し付けることを業とする 者の住所及び氏名(法人にあつては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の 氏名)
- (2) 自動販売機等の型式及び製造番号
- (3) 自動販売機等管理者の住所及び氏名
- (4) 販売又は貸付けの開始年月日
- (5) 販売し、又は貸し付ける図書類又はがん具類等の種類
- 3 条例第6条の4第1項の規定による届出をしようとする者は、自動販売機等による図書類・がん具類等販売・貸付開始届(別記第2号様式)正副2通に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 届出者が法人である場合には、その登記事項証明書
- (2) 届出者が個人である場合には、その住民票の写し
- (3) 自動販売機等の設置場所の付近の見取図
- (4) 自動販売機等の配置図
- (5) 自動販売機等の設置に係る土地の登記事項証明書
- (6) 自動販売機等の設置に係る土地の公図の写し
- 4 知事は、前項の届出を受理したときは、当該届出をした者に対し、自動販売機等による 図書類・がん具類等販売・貸付開始届の副本に受理した年月日及び販売・貸付開始届出番 号を付して交付する。
- 第6条 条例第6条の4第2項の規則で定める事項は、前条第2項各号(第4号を除く。) に掲げる事項とする。
- 2 条例第6条の4第2項の規定による届出をしようとする者は、自動販売機等による図書類・がん具類等販売・貸付届(別記第2号様式)正副2通に前条第3項各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。
- 3 前条第4項の規定は、前項の届出の受理について準用する。
- 第7条 条例第6条の4第3項の規定により届出に係る事項に変更があつた旨の届出をしようとする者は、自動販売機等による図書類・がん具類等販売・貸付変更届(別記第3号様式)に第5条第3項各号に掲げる書類(変更に係るものに限る。)を添えて知事に提出しなければならない。
- 2 条例第6条の4第3項の規定により図書類又はがん具類等の販売又は貸付けをやめた 旨の届出をしようとする者は、自動販売機等による図書類・がん具類等販売・貸付廃止届 (別記第4号様式)を知事に提出しなければならない。

(届出済証の様式)

第8条 条例第6条の4第4項の届出済証は、別記第5号様式による。

(自動販売機等管理者の要件)

- 第9条 条例第6条の5第2項第3号の規則で定める要件は、次に掲げる要件とする。
 - (1) 未成年者でないこと。
 - (2) 成年被後見人又は被保佐人でないこと。

(自動販売機等管理者の設置等の届出)

第10条 条例第6条の5第3項の規定による届出をしようとする者は、自動販売機等管理者設置届(別記第6号様式)又は自動販売機等管理者変更届(別記第6号様式)正副2 通に自動販売機等管理者の住民票の写しを添えて知事に提出しなければならない。

(標章のはり付け)

第11条 知事は、条例第6条の6第4項の規定により営業の全部又は一部の停止を命じたときは、当該命令に係る自動販売機等に標章(別記第7号様式)をはり付けるものとする。

(利用カード等販売業の届出)

- 第12条 条例第8条第1項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - (1)利用カード等販売業を営む者の住所及び氏名(法人にあつては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名)
 - (2) 営業の方法
 - (3) 営業の開始年月日
 - (4) 営業を営む場所
 - (5) 営業を営む場所が青少年立入禁止場所に該当することの有無
 - (6)自動販売機その他これに類する機器により利用カード等販売業を営む者にあつては、 次に掲げる事項
 - イ 機器の設置場所及び設置台数
 - ロ 機器の管理者を置く場合は、当該管理者の住所及び氏名
- 2 条例第8条第1項の規定による届出をしようとする者は、利用カード等販売業営業開始届(別記第8号様式)正副2通に営業を営む場所又は自動販売機の設置場所の付近の 見取図を添えて知事に提出しなければならない。
- 3 第5条第4項の規定は、前項の届出の受理について準用する。
- 第13条 条例第8条第2項の規定により届出に係る事項に変更があつた旨の届出をしようとする者は、利用カード等販売業営業変更届(別記第9号様式)を知事に提出しなければならない。この場合において、当該届出が営業所の所在地又は自動販売機の設置場所の変更に係るものであるときは、その変更後の所在地又は設置場所の付近の見取図を添えなければならない。
- 2 条例第8条第2項の規定により利用カード等販売業をやめた旨の届出をしようとする 者は、利用カード等販売業営業廃止届(別記第10号様式)を知事に提出しなければなら ない。

(利用カード等販売業の営業禁止区域の基準となる施設)

- 第14条 条例第8条の2第1項第5号の規則で定める施設は、次に掲げる施設とする。
 - (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に定める各種学校で知事が定めるもの
 - (2) 社会教育法(昭和24年法律第207号)第2条に規定する社会教育に関する施設の うち、専ら青少年の健全な育成を図ることを目的とするもので知事が定めるもの

(特定薬品等の指定)

- 第15条 条例第11条第1項の知事が定める薬品及びこれを含有する物は、次に掲げる ものとする。
 - (1) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第50条第11号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品
 - (2) 労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号)別表第6の2第1号から第47 号までに掲げる物(以下「有機溶剤」という。)
 - (3) 有機溶剤と有機溶剤以外の物との混合物であつて、有機溶剤を当該混合物の重量の 5パーセントを超えて含有するもの

(携帯電話インターネット接続役務提供事業者等の説明すべき事項)

- 第16条 条例第14条の3第1項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 保護者は、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律(平成20年法律第79号。以下「整備法」という。)第15条ただし書の申出をするときは、条例第14条の3第2項の書面を携帯電話インターネット接続役務提供事業者に提出しなければならないこと。
 - (2)保護者は、整備法第16条ただし書の申出をするときは、条例第14条の3第5項の書面を携帯電話インターネット接続役務提供事業者等に提出しなければならないこと。

(青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない理由等)

- 第17条 条例第14条の3第2項の規則で定める理由は、次に掲げる理由とする。
 - (1)携帯電話インターネット接続役務の提供を受ける青少年が障害を有し、又は疾病にかかつているため、青少年有害情報フィルタリングサービスを利用することにより当該青少年の日常生活に著しい支障を生ずること。
 - (2) 保護者がその監護に係る青少年の携帯電話インターネット接続役務の利用の状況を 適切に把握することにより当該青少年が青少年有害情報の閲覧(視聴を含む。)をしないようにすること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、これらに準ずるものとして知事が認める理由
- 2 条例第14条の3第2項の規則で定める事項は、保護者の住所、氏名及び電話番号と する。

(青少年有害情報フィルタリング有効化措置を講ずることを希望しない理由等)

- 第18条 条例第14条の3第5項の規則で定める理由は、保護者が自らの責任において 適切に青少年有害情報フィルタリング有効化措置を講ずることとする。
- 2 条例第14条の3第5項の規則で定める事項は、前条第2項に定める事項とする。

(立入り、調査等をさせる者の指定)

- 第19条 条例第16条第1項の規定による指定は、次に掲げる者の中からするものとする。
 - (1) 健康福祉部薬務課及び同部こども・子育て応援局こども家庭課の職員
 - (2) 福祉に関する事務所の職員
 - (3) 保健所の職員
 - (4)児童相談所の職員
 - (5) 警察官及び少年警察補導員
 - (6) 教育庁の職員
 - (7) 前各号に定めるもののほか、知事が特に必要と認めた市町の職員

(証票)

第20条 条例第16条第3項の規定による証票は、別記第11号様式による。

付 則

この規則は、昭和33年2月11日から施行する。 付 則(昭和34年規則第61号)

この規則は、昭和34年8月1日から施行する。

附 則(昭和39年規則第91号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和47年規則第4号)

この規則は、昭和47年2月22日から施行する。 附 則(昭和48年規則第13号)

この規則は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則(昭和48年規則第49号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和54年規則第22号)抄

(施行期日)

1 この規則は、昭和54年4月1日から施行する。附 則(昭和58年規則第9号)抄(施行期日)

1 この規則は、昭和58年4月1日から施行する。 附 則(昭和59年規則第63号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和60年規則第2号)

この規則は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則(昭和62年規則第27号)抄

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成6年規則第29号)

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則(平成7年規則第11号)

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則(平成8年規則第44号)

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成8年規則第96号)

この規則は、平成9年1月1日から施行する。

附 則(平成10年規則第91号)

この規則は、平成10年9月1日から施行する。ただし、別記第2号様式から別記第7号様式までの改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成11年規則第50号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年規則第157号)

この規則は、平成13年1月6日から施行する。

附 則(平成13年規則第73号)

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成14年規則第67号)

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成14年規則第84号)

この規則は、平成14年9月1日から施行する。ただし、第3条の6の改正規定(「第8条の2第1項第4号」を「第8条の2第1項第5号」に改める部分に限る。)は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年規則第59号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年規則第83号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第16条第8号の改正規定(「市町村」を「市町」に改める部分に限る。)は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年規則第6号)

この規則は、平成19年2月1日から施行する。

附 則(平成26年規則第55号)

この規則は、平成26年11月25日から施行する。ただし、第1条の規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成27年規則第38号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(令和元年規則第2号)

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

附 則(令和元年規則第5号)

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

第一号様式 (第二条関係)

ただ今上演中の「

」は、山口県青少年健全育成条例により、

青少年の観覧禁止の指定を受けましたから、十八歳未満の方の入場をおこ

とわりします。

備考 大きさは、縦八十センチメートル、横四十センチメートルとする。

年 月 日

山口県知事様

 郵便番号

 届出者 住 所

 氏 名
 (電話 局 番)

下記のとおり自動販売機等により図書類又はがん具類等の販売又は貸付けを開始したので、 山口県青少年健全育成条例第6条の4第1項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

記

自動販売機等の種別			自動販売機	2	自動貸出機	3	その他の	幾器
自動販売機等の	の設置場所							
自動販売機等の型式及び製	型式							
造番号	製造番号							
自動販売機等管理者	住所				〔電	話	局	番)
	氏 名							
販売又は貸付け 開始年月日	- の			年	月	日		
販売し、又は 貸し付ける図	図書類	1 4	書籍、雑誌その他(2	ビデオテープ)	i.	3 ビデオ [・]	ディスク
書類又はがん 具類等の種類	がん具類等	1	性具	2	その他()

添付書類

- 1 届出者が法人である場合には、その登記事項証明書
- 2 届出者が個人である場合には、その住民票の写し
- 3 自動販売機等の設置場所の付近の見取図
- 4 自動販売機等の配置図
- 5 自動販売機等の設置に係る土地の登記事項証明書
- 6 自動販売機等の設置に係る土地の公図の写し
- 注 1 届出者の住所及び氏名は、法人にあつては、その主たる事務所の所在地並びに名称 及び代表者の氏名を記入すること。
 - 2 「自動販売機等の種別」欄及び「販売し、又は貸し付ける図書類又はがん具類等の 種類」欄は、該当するものの番号を○で囲むこと。
 - 3 「販売又は貸付けの開始年月日」欄は、販売又は貸付けの開始に係る場合のみ記入すること。
- 備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

第3号様式(第7条関係)

自動販売機等による図書類・がん具類等販売・貸付変更届

年 月 日

山口県知事様

 郵便番号

 届出者
 住
 所

 氏
 名
 (電話
 雨

下記のとおり自動販売機等による図書類又はがん具類等の販売又は貸付けの届出に係る事項を変更したので、山口県青少年健全育成条例第6条の4第3項の規定により届け出ます。

記

販売•貸付開	始届出番号	第 号
変更	事項	1 自動販売機等により図書類又はがん具類等を販売し又は貸し付けることを業とする者の住所又は氏名(法人にあつては、主たる事務所の所在地又は名称若しくは代表者の氏名) 2 自動販売機等の設置場所 3 自動販売機等の型式及び製造番号 4 自動販売機等管理者の住所及び氏名 5 販売し、又は貸し付ける図書類又はがん具類等の種類
変更の内容	変更前	
変更の内合	変更後	
変更年	三 月 日	年 月 日

添付書類

変更前の届出に係る届出書に添付した書類に変更があるときは、当該変更後の書類

- 注 1 届出者の住所及び氏名は、法人にあつては、その主たる事務所の所在地並びに名称 及び代表者の氏名を記入すること。
 - 2 「変更事項」欄は、該当するものの番号を○で囲むこと。

第4号様式(第7条関係)

自動販売機等による図書類・がん具類等販売・貸付廃止届

年 月 日

山口県知事様

 郵便番号

 届出者
 住
 所

 氏
 名
 印

 (電話
 局

下記のとおり自動販売機等による図書類又はがん具類等の販売又は貸付けをやめたので、 山口県青少年健全育成条例第6条の4第3項の規定により届け出ます。

記

販売	・貸	付開始	温出	番号	第		号		
廃	正	年	月	田	年	月	日		

注 届出者の住所及び氏名は、法人にあつては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び 代表者の氏名を記入すること。

第5号様式(第8条関係)

		届	出	済	証			
販売·貸付開始届出番号								
自動販売機等の設置場所								
	住	所						
自動販売等業者						(電話	局	番)
	氏	名						
	住	所						
自動販売機等管理者						(電話	局	番)
	氏	名						

山口県青少年健全育成条例抜粋

(自動販売機等への有害図書類等の収納の制限等)

- 第6条の6 自動販売等業者又は自動販売機等管理者は、有害図書類等を自動販売機 等に収納してはならない。
- 2 自動販売等業者又は自動販売機等管理者は、既に自動販売機等に収納した図書類 又はがん具類等が有害図書類等となつたときは、直ちに、自動販売機等から当該有 害図書類等を撤去しなければならない。

(第3項及び第4項省略)

山口県

備考 届出済証の大きさは、日本産業規格A列5とする。

自動販売機等管理者設置届変更届

年 月 日

山口県知事様

 郵便番号

 届出者 住 所

 氏 名
 印

 (電話 局 番)

下記のとおり自動販売機等管理者を置いたので、山口県青少年健全育成条例第6条の5 第3項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

記

自動販売機等	等の種	訠			1	自動販売機	2	自動貸出機	3	その他	の機器
自動販売機等	り かい かい おい かい	置場	所								
自動販売機 等の型式及	型			式							
び製造番号	製	造	番	号							
	住			所							
								(電話		局	番)
自動販売機	氏			名							
等管理者	被後被保	見人	又は 若し に 有無	くは				有 • 無			

私は、上記の自動販売機等について、山口県青少年健全育成条例第6条の5第1項に規定する自動販売機等管理者となることを承諾し、同条例及び同条例に基づく命令を遵守することを誓約します。

 年
 月
 日

 郵便番号
 自動販売機等管理者 住 所

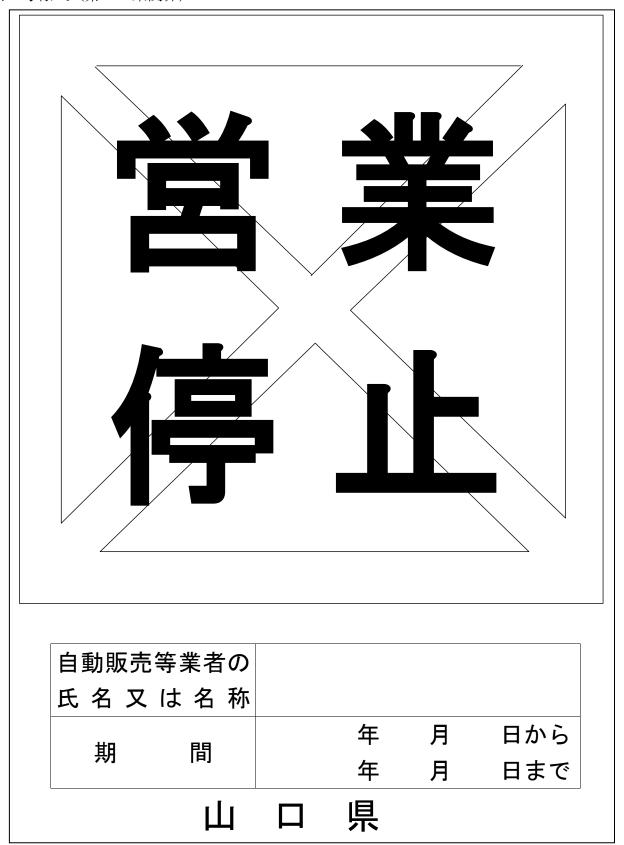
 氏
 名

(電話 局 番)

添付書類

自動販売機等管理者の住民票の写し

- 注 1 「自動販売機等の種別」欄は、該当するものの番号を○で囲むこと。
 - 2 「自動販売機等管理者」欄は、自動販売機等管理者を変更した旨を届け出る場合 にあつては、変更後の自動販売機等管理者の住所及び氏名を記入すること。



備考 1 標章の大きさは、日本産業規格A列3とする。

2 地色は白色とし、斜めの帯及び枠は赤色とし、「営業停止」の文字は青色とし、その他の文字及び表は黒色とする。

利用カード等販売業営業開始届

年 月 日

山口県知事様

 郵便番号

 届出者
 住
 所

 氏
 名
 印

 (電話
 局
 番)

下記のとおり利用カード等販売業を開始したので、山口県青少年健全育成条例第8条第 1項の規定により届け出ます。

記

営業の方法	÷.			1 2 3	対面販売 自動販売 その他	売機その	の他これ	に類す	る機器に	こよる販売	Ť)
営業の開始	年月	日目					年	月	日			
営業を営む場所												
営業を営む場所が 青少年立入禁止場所に 該当することの有無					有	(場所の	の種類) •	無	
自動販売	設置場所											
機その他	機その他 設置台数											
これに類する機器	管理	住	所						(電話	局		番)
9 公機品	者	氏	名									

添付書類

営業を営む場所又は自動販売機その他これに類する機器の設置場所の付近の見取図 注 1 届出者の住所及び氏名は、法人にあつては、その主たる事務所の所在地並びに名

- 1 届出者の住所及び氏名は、法人にあつては、その主たる事務所の所在地並びに名 称及び代表者の氏名を記入すること。
- 2 「営業の方法」欄は、該当するものの番号を○で囲むこと。 備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

利用カード等販売業営業変更届

年 月 日

山口県知事様

 郵便番号

 届出者
 住
 所

 氏
 名
 印

 (電話
 局
 番)

下記のとおり利用カード等販売業の届出に係る事項を変更したので、山口県青少年健全育成条例第8条第2項の規定により届け出ます。

記

営業	纟開 始	届出和	番号					第		号					
変	更	事	項	変	更	育	前	変	更	後	変	更	年	月	日
												年	J]	日
												年	J]	日
												年	J	1	日
												年	F	1	日
												年	J		目

- 注 1 届出者の住所及び氏名は、法人にあつては、その主たる事務所の所在地並びに 名称及び代表者の氏名を記入すること。
 - 2 営業所の所在地又は自動販売機の設置場所の変更に係るものである場合にあつては、その変更後の所在地又は設置場所の付近の見取図を添付すること。

第10号様式(第13条関係)

利用カード等販売業営業廃止届

年 月 日

山口県知事様

 郵便番号

 届出者 住 所

 氏 名
 印

 (電話 局 番)

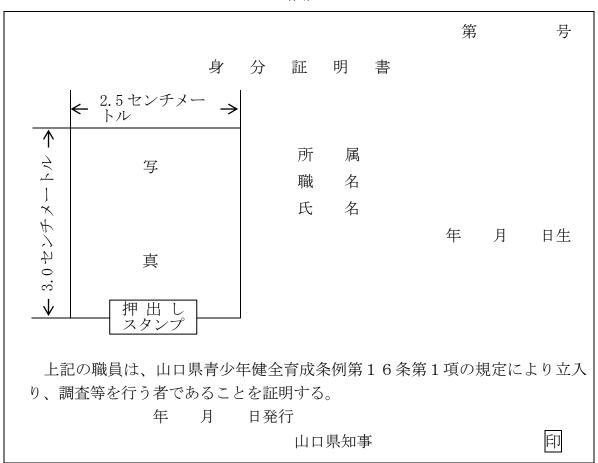
下記のとおり利用カード等販売業をやめたので、山口県青少年健全育成条例第8条第2項の規定により届け出ます。

記

営業開始届出番号	第		号
廃止年月日	年	月	日

注 届出者の住所及び氏名は、法人にあつては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入すること。

(表)



備考用紙の大きさは、縦6センチメートル、横9センチメートルとする。

(裏)

山口県青少年健全育成条例抜粋

(立入り、調査等)

- 第16条 知事は、この条例の実施のため必要があると認めるときは、その指定した者に興行場その他の営業所内に立ち入らせ、調査させ、関係者から資料の提供を求め させ、又は関係者に質問させることができる。
- 2 前項の規定による立入り、調査等は、必要最少限度において行なうべきであって、関係者の正常な業務を妨げるようなことがあってはならない。
- 3 第1項の規定による立入り、調査等を行なう場合においては、同項の知事の指定した者は、その身分を証明する証票を関係者に提示しなければならない。
- 4 第1項の規定による立入り、調査等は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。